

誓 約 書

学校法人明治大学 理事長 殿

明治大学 _____ 学部長 殿

私は、明治大学（以下「本学」という。）において研究を遂行するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約致します。

年 月 日

（住所）

（氏名）

印

1. 私は、本学において研究を遂行する際に、次の情報について知得した場合、当該情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に対して開示・漏洩（ソーシャル・メディアの利用を通じた開示・漏洩を含み、以下同じ。）致しません。
 - （1）本学が保有している、発明、実用新案、意匠、データベース・プログラム著作物、回路配置利用権に関する創作物、種苗法に基づく新品種又は財産的価値を有する技術情報（以下、これらを一括して「知的財産」という。）であって公開・公表されていないもの。
 - （2）本学と第三者との契約に基づく研究により得られた研究成果に関する情報。ここで、研究成果とは、研究の結果得られた知的財産及びその他の研究成果物例えば測定値・解析値、新たな実験解析法をいう。
 - （3）本学が第三者との契約に基づく研究の過程において、当該第三者から秘密保持義務の制約を付して開示された当該第三者所有の営業上、技術上の情報。
 - （4）本学と第三者との共同研究契約、受託研究契約、秘密保持契約、実施許諾契約等の契約書及び関連書類に関する情報。
2. 私は、本学の秘密情報を、本学に在籍・在職する者に対しても、秘密情報の管理責任者から許可されない限り、開示・漏洩致しません。
3. 私は、本学が契約上責務を負っている第三者から開示を受けた当該第三者所有の秘密情報を、当該契約の対象業務以外の目的以外には使用致しません。
4. 私は、本学の秘密情報の一部が途中公表されることがあっても、未公表部分については引き続き、この誓約書における秘密情報として取扱います。
5. 私はこの誓約書に違反した場合、民事上並びに刑事上の法的な責任を負担することもあるとの説明を受けましたので、その旨了解いたしました。

以 上

解 説

1. 誓約書の保管について

研究契約の締結者である理事長の他、誓約対象者である学生の所属する学部長を併記し、研究契約の写しとともに学部事務室でも誓約書の写しを保管します。

2. 5項の「民事上並びに刑事上の法的な責任」について

以下の責任が想定されますが、これらに限定されるものではないことを予めご留意願います。

(1) 民事上の責任^{※1}

- ① 不法行為による損害賠償（民法 709 条）
- ② 財産以外の損害の賠償（民法 710 条）
- ③ 名誉毀損における原状回復（民法 723 条）
- ④ 営業秘密への侵害の停止、予防、そのために必要な差止請求（不正競争防止法 3 条）
- ⑤ 営業秘密の不正取得・使用・開示行為に対する損害賠償（不正競争防止法 4 条）
- ⑥ 営業上の信用が害されたことに対する信用回復（不正競争防止法 14 条）

※1 関連法令

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ④ 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例
(平成 20 年 4 月 1 日現在、すべての都道府県・市区町村において個人情報の保護に関する条例を制定しています(都道府県 47 団体、市区町村 1,811 団体)。)

各研究分野に特化した個人情報のガイドライン等については、消費者庁の個人情報保護制度ウェブページ (URL: <http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>) をご覧ください。

(2) 刑事上の責任

- ① 営業秘密^{※2}に対する侵害行為（不正競争防止法）
10 年以下の懲役又は 1 0 0 0 万円以下の罰金

※2 営業秘密とは、3つの要件（①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）及び③公然と知られていないこと（非公知性））を満たす企業等の保有情報です。不正競争防止法により、民事上のみならず、刑事上の保護対象とされています。

以 上